

出席停止について

令和2年6月現在

◎学校長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする。

児童またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該児童を出席停止とする。

『濃厚接触者』とは？

国立感染症研究所の新基準を満たす濃厚接触者に加えて、保健所等の指示により濃厚接触者に準ずる疑いがあり健康観察が必要な者とする。同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも濃厚接触者と認定する。

| 感染・濃厚接触等の判明 | | | 出席停止の期間 | |
|-------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--|
| | | | 開始日 | 終了日 |
| (1) | 児童（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合 | ① 感染の場合 | 感染の判明した日 | 専門医等が快癒を認めると登校を許可したとき |
| | | ② 濃厚接触の場合 | 濃厚接触者と認定された日 (同居家族の感染判明日) | 症状が出なければ、保健所等に指示された期間（自安：2週間） ⇒期間中に感染が判明「①感染の場合」の期間へ ⇒検査で本人が陰性と判明した場合は、保健所等の指示する期間 |
| (2) | 児童の同居家族が濃厚接触者と認定された場合 | 家族が濃厚接触者と認定された日 | | 家族に症状が出なければ、家族が保健所等に指示された期間（自安：2週間） ⇒感染が判明、本人が濃厚接触者と認定「(1)」へ ⇒検査で家族が陰性と判明した場合は、保健所等の指示する期間 |
| (3) | 児童（本人）に発熱等かぜ症状がみられる場合 | ① 本人に発熱等のかぜ症状がある場合 | 症状の出た日 | 解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日（快癒した日が0日です。快癒後2日以上は自宅で経過観察をお願いします。） ※症状が続く場合は、新型コロナ受診相談センターへ要相談 |
| | | ② 症状が続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合 | 症状の出た日 | 検体検査を受けず様子見となり、解熱剤などを服用せず快癒すれば、その翌々日（快癒した日が0日です。快癒後2日以上は自宅で経過観察をお願いします。） |
| | | ③ 新型コロナの検体検査を受けた場合 | 症状の出た日 | 陰性となった場合、保健所等の指示する期間 ⇒感染が判明した場合は、「(1)」へ |

※いずれの場合も、必ず学校へ連絡をお願いします。